

学校給食無償化の取組みについて

1 概要

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和8年度については国・県の補助制度を活用し、那須烏山市立の小学校・中学校に通う児童生徒の給食費を無償化とした。

- ①児童・生徒分の給食費は国・県・市により全額負担（保護者負担なし）
- ②安定的な学校給食を実現するため、私会計とせず、市の予算に組み入れた公会計方式に切替

2 対象者

- ・那須烏山市立の小中学校に在籍する児童生徒
- ※生活保護の教育扶助や要保護児童に該当する児童生徒は、現行制度を優先します。

3 本市における給食基本額の設定

無償化する場合でも、給食の質を維持すること、教職員等は給食費の負担が必要であること等から、適正な単価設定が必要です。

給食に要する経費の基本額（以下、「給食基本額」と言います。）は、年間の食材費を基に算出します。【下記は、令和7年度の食材費を基に算定した令和8年度の給食基本額】

令和8年度	月額（1食単価）
小学校	5,700円（320円）
中学校	6,900円（390円）

【負担内訳】

国や県が設定した補助基準額（小学校5,200円、中学校5,900円）を超える部分は、市が国の重点支援交付金を活用して負担します。

※補助基準額は、国が全国平均給食費や物価高騰を勘案し定めた額

（参考）負担金額内訳

給食基本額（月額） 5,700円			
小学校	基準額5,200円		
	超過分500円		
	国1/2負担	県1/2負担	市負担
給食基本額（月額） 6,900円			
中学校	基準額5,900円		
	超過分1,000円		
	県1/2負担	市1/2負担	市負担

4 令和8年度当初予算「市負担金額」試算

①【提供食数（見込）】

区分	児童	合計
江川小	119	119
荒川小	244	244
境小	54	54
烏山小	333	333
七合小	116	116
合計	866	866

区分	生徒	合計
南那須中	193	193
烏山中	313	313
合計	506	506

区分	児童生徒
小学校	866
中学校	506
合計	1,372

②【児童生徒分の給食費】

区分	月額	年額（※）	人数	合計
小学校(児童)	5,700	62,700	866	54,298,200
中学校(生徒)	6,900	75,900	506	38,405,400
合計			1,372	92,703,600

※夏休み分を除く

【市負担額（試算）】

基準額	国県補助月額	国県補助合計	市負担額	合計
5,200	5,200	49,535,200	4,763,000	54,298,200
5,900	2,950	16,419,700	21,985,700	38,405,400
		65,954,900	26,748,700	92,703,600

③【市負担金試算額】 令和8年度当初予算時：26,749千円

5 「市負担金額」の現状と課題

国・県による補助基準額を超える超過分「市負担額」を、令和8年度は国の「重点支援交付金」を活用して財政措置を行っている現状である。

現時点で、令和9年度における「重点支援交付金」の財政措置に関する情報は未定であるため、次年度以降の超過分に関して、「市負担」としていくのか、学校給食法に基づき保護者負担としていくのが課題となる。

また、学校給食を食べていない児童・生徒（弁当持参等）に対する支援策の対応も今後の課題となる。

※学校給食法第11条

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。